

整備地域不燃化加速事業

事業概要

震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域のうち、重点整備地域（不燃化特区 実施10地区）を除く地域の不燃化を加速させ、不燃化特区の助成支援事業とあわせて、整備地域内における木造住宅密集地域の改善を一段と加速させ、燃えないまちの実現を目指します。

小山2丁目・中延4丁目の2町丁目にて、老朽建築物の除却や建て替えに伴う設計・工事監理にかかる一部費用の助成支援を実施します。

実施地区

小山2丁目 中延4丁目

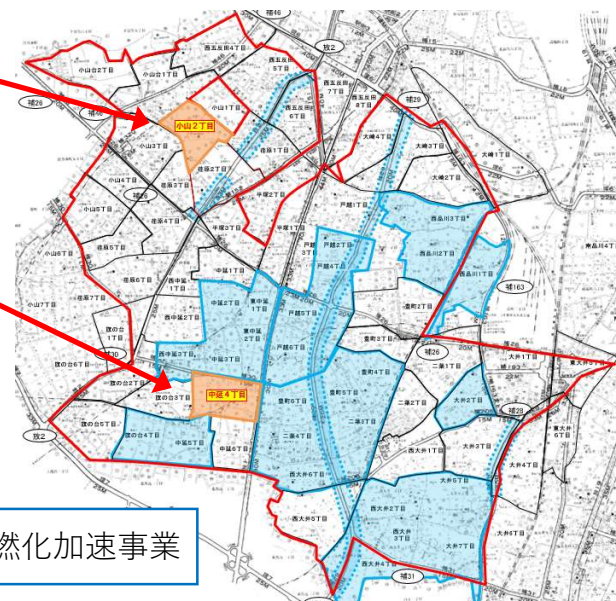
事業期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

【小山2丁目】

【中延4丁目】

【凡例】 整備地域 不燃化特区 不燃化加速事業



助成支援メニュー

1. 専門家派遣支援

権利の移転や建替えの相談について弁護士や建築士等の専門家を派遣します

2. 老朽建築物除却費助成

老朽建築物の解体費用を助成します

助成限度額

木造：延べ床面積1㎡あたり31,000円

軽量鉄骨造：延べ床面積1㎡あたり44,000円

3. 住替え支援助成 ※建物所有者の建替えに伴う所有者の移転が対象

建替えに伴う転居一時金（礼金・仲介手数料）、家賃（3か月分）、移転費用について老朽建築物の使用面積に応じて、費用を助成します

4. 不燃構造化支援助成（建築設計費・工事監理費）

建替える床面積、構造、用途に応じて、建築設計費・工事監理費を助成します

詳しい助成条件は、お問い合わせください

木密整備推進課 木密整備担当 電話 03-5742-6925